

議提第一号

杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例
右の議案を提出する。

平成十六年十一月二十二日

提出者 杉並区議会議員

賛成者 杉並区議会議員

富本卓	河野庄次郎	曾山繁	藤本なおや	はなし俊郎	井口かづ子	本橋文将	梅田ひさえ	大泉時男	伊田としゆき	斉藤常男	小泉やすお	今井譲	渡辺重明
-----	-------	-----	-------	-------	-------	------	-------	------	--------	------	-------	-----	------

杉並区議会議長 今井 讓 様

杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、商店街が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街における商業等の活性化（以下「商店街の活性化」という。）を図り、もって区民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 商店街 小売商業等が集積している地域をいう。
- 二 商店会 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。
- 三 事業者 商店街において事業を営む者をいう。

(基本理念)

第三条 商店街の活性化は、商店会及び事業者が主導的役割を担い、杉並区（以下「区」という。）と協働して、区民の理解と協力を得て推進されなければならない。

(商店会の責務)

第四条 商店会は、にぎわいと交流のある場をつくるために、地域と連携して、商店街の活性化に努めなければならない。

2 商店会は、消費者の利便向上のために、快適な環境整備を図るよう努めなければならない。

3 商店会は、その組織の基盤を強化するため、会員数の増員等に努めなければならない。
(事業者の責務)

第五条 事業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上等に努めなければならない。

2 事業者は、商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めなければならない。

(区の責務)

第六条 区は、国、東京都、商店会及び事業者と相互に連携を図りつつ、次に掲げる商店街の活性化の施策の推進に努めるものとする。

一 情報の収集及び提供

二 融資のあっせん及び助成金の交付

三 経営の相談及び指導

四 第四条第三項に基づく活動への支援

五 前各号に掲げるもののほか、商店街の活性化を図るため区長が必要と認める事項

(区民の協力)

第七条 区民は、商店会及び事業者が行う商店街の活性化のための取組が区民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することを認識し、この取組に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

商店街における商業等の活性化に関する基本的事項を定める必要がある。